

官報

号外 平成三十年六月一日

○第一百九十六回 衆議院会議録 第三十三号

平成三十年六月一日(金曜日)

議事日程 第二十七号

平成三十年六月一日

午後一時開議

第一 農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔伊東良孝君登壇〕

○伊東良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農業の安全性の一層の向上を図るため、農業の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度にかえて同一の有効成分を含む農業について括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農業の登録事項を追加する等の措置を講ずるものであります。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(離島振興対策分科会)

一、昨五月三十日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(豪雪地帯対策分科会)

一、昨五月三十日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨五月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員 津村 啓介君

左藤 章君 坂本 哲志君 左藤 章君

坂本 哲志君 厚生労働委員 辞任

足立 康史君 浦野 靖人君 足立 康史君

浦野 靖人君 補欠

本案は、去る五月二十九日本委員会に付託され、翌三十日齋藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取り、昨三十一日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第五 斎木 武志君 (もとむら賢太郎君の補欠)

宛て、本院は、裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員 玄葉光一郎君 (福田昭夫君の補欠)

同 予備員 第五 斎木 武志君 (もとむら賢太郎君の補欠)

工程により製造された農薬原体を原料とする農

薬の製造若しくは加工又は輸入を開始した日】を
加え、「あつた」を「あつた」に、「あつては」を
「あつては」に改め、同条第三項中「届け出で」を
「届け出て」に改め、同条第五項及び第六項中

「第十二条第一項」を「第三条第一項」に改める。
「第二十一条中「第十五条の六」を「第三十八条」
に改め、同条を第五十二条とする。

第二十条第一項中「第十七条」を「第四十七条」
に、「犯人の」を「犯人が」に、「知つて」を「知つ
て」に改め、同条を第五十二条とする。

第十九条中「前二条」を「次の各号に掲げる規
定」に、「次の各号」を「当該各号」に改め、同条
第一号中「第十七条第一号」第二条第一項又は第
九条第一項」を「第四十七条第一号」第二号(第
十八条第一項に、「第二号」又は「第三号」第九条
の二)を「第四号」又は「第五号」(第十九条)に改め、
同条第二号中「第十七条」を「第四十七条」に、
「第十八条又は第十八条の二」を「又は前二条」
に改め、同条を第五十条とする。

第十八条を第四十九条とする。
第十七条の前の見出しを削り、同条第五号中
「第十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改
め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第
十二条の二」第二項」を「第二十六条第二項」に改
め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第
九条の二」又は「第十条の四」第二項」を「第十九条又
は第二十三条第二項」に改め、同号を同条第五
号とし、同条第二号中「第九条第二項」を「第十
八条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、
同条第一号中「第二条第一項」を「第二
条第一項」に改め、「第一条の三」の規定により公定
規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようと
する場合を除く)、第七条第七

項第三十四条第六項において準用する場合を
含む)の規定により変更の登録をしよう」とするとき(同
条第三項に規定する場合を除く)、第七条第七

る。

一 第三条第一項又は第七条第一項の規定に
違反して農薬を製造し若しくは加工し、又
は輸入した者

若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしな
かつた者

二 第十六条の規定による表示をせず、又は
虚偽の表示をして農薬を販売した者

三 第二十条又は第三十四条第五項の規定に
違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せ
ず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を
保存しなかつた者

四 第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制
定し、又は改廃する場合においては、その命
令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要
と判断される範囲内において、所要の経過措
置(罰則に関する経過措置を含む)を定める
ことができる。

第八章 罰則

第十六条の三を第四十二条とし、同条の次に
次の二条を加える。

(都道府県が処理する事務)
第四十三条 第二十三条及び第三十一条第二項
の規定による農林水産大臣の権限並びに第二
十九条第一項及び第三項の規定による農林水
産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一
部は、政令で定めるところにより、都道府県
知事が行うこととができる。

(権限の委任)
第四十四条 第二十三条、第二十九条第一項及
び第三項並びに第三十一条第二項の規定によ
る農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定
めることにより、その一部を地方農政局長
に委任することができる。

一 第五条第三項又は第六条第三項の規定に
よる届出をせず、若しくは虚偽の届出を
し、又は申請をしなかつた者

二 第六条第一項又は第十二条の規定に違反
した者

三 第六条第五項又は第六項の規定による届
出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条の二を第四十九条とする。

2

第二十九条第一項及び第三項の規定による
環境大臣の権限は、環境省令で定めるところ
により、その一部を地方環境事務所長に委任
することができる。

第十六条の二第一項中「公定規格を設定し、
変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は
第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「若しく
は改廃しよう」を「又は改廃しよう」に改め、同
条第二項中「第三条第二項(第十五条の二第六
項)を「第四条第二項(第三十四条第六項)に、
「第三条第一項第四号又は第五号」を「第四条第
一項第六号又は第七号」に改め、同条第三項中
「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「同条第
一項第四号又は第五号」を「同条第一項第六号又
は第七号」に改め、同条第四項中「第十二条第一
項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第四
十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国際的動向への配慮等)
第四十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、こ
の法律の施行に当たっては、農薬の安全性そ
の他の品質の確保に関する国際的動向に十分
配慮するとともに、関係行政機関の長と密接
な連携を図らなければならない。

第十六条第一項中「第二条の二第一項」を「第
二条第一項」に、「第一条の三」の規定により公定
規格を設定し、変更し、若しくは廃止しよう
とする場合を除く)、第七条第七

項第三十四条第六項において準用する場合を
含む)の規定により変更の登録をしよう」とするとき(同
条第三項に規定する場合を除く)、第七条第七
項第三十四条第六項において準用する場合を
含む)の規定により変更の登録をしよう」とする
、「第六条の三第一項」を「農業資材審議会が輕
微な事項の変更と認める場合を除く)、第九条
第二項若しくは第三項(これらの規定を第三十

〔第三条第一項、第四条第一項、第七条第八項、第九条第二項及び第三項、第十条第一項、第十六条、第十八条第一項〕に、「第九条の二、第十条の二、第十一条の四、第十二条第一項、第十三条、第十四条第一項並びに第十九条の二第一項並びに第十二条第一項〕を「第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第三項、第二十六条第一項並びに第三十一条第一項〕に改め、「除草剤の販売」の下に若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「又は除草剤販売者」を「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者」に改め、「除草剤の販売」の下に「若しくは農薬原体の製造その他」の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よつて」に改め、同条第四項中「あつた」を「あつた」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十三条を第二十九条とする。

第十二条の四の見出し中「農林水産大臣」の下に「環境大臣」を加え、同条中「農林水産大臣」の下に「環境大臣」を加え、「の確保と品質の適正化」を「及びその安全性その他の品質の確保」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 監督

改め、同条を第二十七条とする。

第十二条の二第一項中「をもつて」を「で」に、「の各号」を「に掲げるに」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「まともつて」を「まともつて」に改め、同項第二号中「まともつて」を「まともつて」に、「もとでは」を「下では」に、「なつて」を「なつて」に改め、同条第二項中「水質汚濁性農薬」を「前項の規定により指定された水質汚濁性農薬」以下単に「水質汚濁性農薬」という。」に、「なつて」を「なつて」に、「をもつて」を「で」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十六条とする。

第十二条第一項中「をもつて」を「で」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第一号中「第七条」を「第十六条」に、「第九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第二项又は第三十四条第一項に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条第一項中「どらなかつた」を「どらなかつた」に改め、同条を第二十三条规定する。

第十一条の四第二項中「どらなかつた」を「どらなかつた」に改め、同条を第二十二条とする。

第十一条の三第一項中「であつて」を「であつて」に改め、同条を第二十二条とする。

第十一条の二第一項中「含有量」を「含有濃度」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条中「」は「」に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「あつては」を「あつ

てはに、「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、「第十二条の二第一項の」及び「真実かつ完全に」を削り、「少なくとも三年間その帳簿」を「これ」に改め、同条を第二十条とする。

第九条の一中「第十四条第三項」を「第三十一項」に、「伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴つて第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「第七条（第十五条の二第六項）」を「第十六条（第三十四条第六項）」に、「第十二条第一号」を「第二十四条第一号」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項〔〕」を「第九条第二項又は第三項（これららの規定を）」に、「第十五条の二第六項」を「第三十四条第六項」に改め、「第十六条第一項において同じ」を削り、「第六条の四第一項」を「第十条第一項」に、「伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴つて第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に、「をもつて」を「で定めるところにより」に、「第七条」を「第十六条」に改め、同条第三項中「農林水産省令をもつて第七条」を「規定により第十六条」に、「よつて」を「より」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「次項、第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十四条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、「。」は「の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該事項に変更を生じたときも、同様とす

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「開始した」を「開始する」に、「あつては」を「あつては」に、「増設した」を「増設し、又は廃止した」に改め、「その増設」の下に「又は廃止」を加え、「第一項の事項中」を「同項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十七条とする。

第七条中「あつてばその」を「あつては、その」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、「真実なを」を「削り、同条ただし書中」第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「含有量」を「含有濃度(第三条第二項第十一号に掲げる事項を除く。)」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「第十二条の二第一項の」を削り、「あつては」を「あつては」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「貯蔵上」を「農業の貯蔵上」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「製造場」を「農業の製造場」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同条を第十六条とする。

第六条の七中「第二条第一項を「第三条第一項」に、「第六条の三第一項」を「第九条第一項から第三項まで」に、「第六条の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第六条の五」を「第十一条」に、「第十四条第一項」を「第三十一条第一項」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

(情報の公表等)

2 前項の規定による再評価(以下この条において単に「再評価」という。)は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。

3 第一項の公示においては、再評価を受けるべき者が提出すべき農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他の資料及びその提出期限を併せて公示するものとする。この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならぬ。

4 農林水産大臣は、再評価においては、最新の科学的知見に基づき、前項の資料に基づく第一項の指定に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

5 農林水産大臣は、センターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができ。第六号に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

第六条第二項中「第四号」の下に「(被害防止方法に係る部分を除く)、第五号」を加える。

第七条第一項中「同条第二項第三号」の下に「、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加える。

第八条第一項中「第三条第一項第三号」の下に「、第三項(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項中「が、その登録に係る第二項の手数料を納付しなければならない。」を加え、同条第三項中「及び第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を、「つき、その登録に係る第三条第二項第三号」の下に「、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項中「第三条第二項第三号」の下に「、第三項(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項中「第三条第二項第三号」の下に「、第三項(被害防止方法に係る部分に限る。)」に改める。

第三条第一項ただし書中「水産動植物」を「生活環境動植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。)」に改める。

め、同条第二項第三号中「及び使用方法」を「使用方法及び使用期限」に改め、同項第四号中「その旨」の下に「、使用に際して講すべき被害防止方法」を加え、同項第五号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同項第七号中「注意事項」の下に「、(第四号に掲げる事項を除く。)」を加え、同条第九項第二号中「第三号」の下に「、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加える。

第四条第一項第五号中「危険防止方法」を「前条第二項第四号の被害防止方法」に、「危険を及ぼす」を「被害を生ずる」に改め、同項第八号及び第十一号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同項第六号を「第一項第六号」に改め、同条第二項中「前項第六号」を「第一項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

第六条第二項中「第四号」の下に「(被害防止方法に係る部分を除く)、第五号」を加える。

第七条第一項中「同条第二項第三号」の下に「、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加える。

第八条第一項中「第三条第一項第三号」の下に「、第三項(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項中「が、その登録に係る第二項の手数料を納付しなければならない。」を加え、同条第三項中「及び第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を、「つき、その登録に係る第三条第二項第三号」の下に「、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項中「第三条第二項第三号」の下に「、第三項(被害防止方法に係る部分に限る。)」に改める。

第十二条中「第三条第二項第三号」の下に「、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加える。

第十六条第六号中「その旨」の下に「、使用に際して講すべき被害防止方法」を加え、同条第七号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同条第九号中「注意事項」の下に「、(第六号に掲げる事項を除く。)」を加える。

第二十六条第一項第二号中「水産動植物」を「公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改め、「その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ」を削り、同条第二項中「水産動植物」を「公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改め、「その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ」を削る。

第二十八条及び第三十一条第三項中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改める。

第三十九条第一項中「第七条第七項」を「第四条第二項(第三十四条第六項において準用する場合を含む。)」の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第七条第七項に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改めることとする。

第四十条第二項及び第三項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬(前条の規定によりなお登録を受けた農薬を含む)は、施行日(前条の規定によりなお登録を受けたものを含む)の登録をするかの処分については、なお従前の例による。

第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬(前条の規定によりなお登録を受けた農薬を含む)の登録を受ける場合は、施行日(前条の規定によりなお登録を受けた農薬を含む)に第一項の規定による改正後の農業取締法(以下「新法」という。)に該当するものとみなす。

第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二条第三項(旧法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付されている登録票(前条の規定によりなお登録を受けた農薬について交付されるものを含む。)

第一項の登録を受けた農薬(前条の規定によりなお登録を受けた農薬を含む)の登録を受ける場合は、施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条及び第十四条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第七条から第十条まで、第十二条(附則第九条第三項に係る部分に限る。)の規定による改正に伴う経過措置

三 第二条(被害防止方法に係る部分に限る。)の規定による改正に伴う経過措置

四 第二条(被害防止方法に係る部分に限る。)及び第二十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

官 報 (号 外)

は、新法第三条第九項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録票とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬と同一の有効成分を含む農薬について施行日以後初めて行う新法第八条第一項(新法第三十四条第六項において準用する場合を含む)の規定による再評価(次項及び次条第一項において単に「再評価」という。)は、新法第八条第二項(新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定にかかるわらず、施行日から農林水産省令で定める期間を経過する日までの間に行うものとする。

農林水産大臣は、前項に規定する場合には、新法第九条第一項又は第二項(これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む)の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について新法第三条第二項第二号(含有濃度に係る部分に限る)(新法第三十四条第六項において準用する場合を含む)に掲げる事項の変更の登録及び新法第三条第二項第十一号から第十三号まで(これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む)に掲げる事項を追加する変更の登録をし、かつ、新法第三条第九項各号(これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む)。

第十六條第一号及び第二十一条第一項中「含有濃度」とあるのは、「含有量」とする。
(第二条の規定による改正に伴う経過措置)
第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前にされた第三条の規定による改正前の農業取締法(以下「第二号旧法」という。)第三条第一項若しくは第十四条第一項の登録又は第二号旧法第七条第一項(第二号旧法第二百四条第六項において準用する場合を含む。)の変更の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録又は変更の登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬について第二号施行日以後初めて第二号新法第八条第一項(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による再評価を行う場合における第二号新法第八条第三項(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二号新法第八条第三項中「書類」とあるのは、「書類、第三条第二項第三号(使用期限に係る部分に限る。)、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)及び第五号に掲げる事項を記載した書面」とする。

農林水産大臣は、前項に規定する場合には、第二号新法第九条第一項又は第二項(これらの

前項の規定により再評価が行われた農薬について、同項中「初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録」とあるのは、「農薬取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第号)」の施行の日以後初めて当該有効成分を含む農薬に係る同項の公示とする。

第五条 附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬について施行日以後初めて再評価を行う場合における新法第八条第三項及び第十一条(これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第八条第三項中「書類」とあるのは「書類、第三条第二項第二号(含有濃度に係る部分に限る。)及び第十一号から第十三号までに掲げる事項を記載した書面」と、新法第十二条第一号中「第三条第二項第二号」とあるのは「第三条第二項第二号(含有濃度に係る部分を

3 前項の規定により変更の登録がされた場合に
は、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、
附則第三条第二項の規定により新法第三条第九
項（新法第三十四条第六項において準用する場
合を含む。）の規定により交付されたものとみな
される登録票（当該者が新法第七条第七項、第
九条第四項又は第十条第二項（これらの規定を
新法第三十四条第六項において準用する場合を
含む。）の規定により登録票の交付を受けている
場合にあっては、当該登録票）を農林水産大臣
に返納しなければならない。

第六条 附則第三条第一項の規定により新法第三
条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けた
ものとみなされる農業についての前条第二項の
規定により変更の登録がされるまでの間におけ
る新法第十六条及び第二十二条第一項（これら
の規定を新法第三十四条第六項において準用す
る場合を含む。）の規定の適用については、新法

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬(前条の規定によりなお従前の例により登録を受けたものと含む。)は、第二号施行日(前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬にあっては、当該登録の日)に第二条の規定による改正後の農薬取締法(以下「第二号新法」という。)第三十三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなす。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三条第九項(第二号旧法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付されている登録票(前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬について交付されるものを含む。)は、第二号新法第三条第九項(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付された登録票とみなす。

規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について第二号新法第三条第二項第三号(使用期限に係る部分に限る。)及び第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)これら(規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を追加する変更の登録並びに第二号新法第三条第二項第五号(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更の登録をし、かつ、第二号新法第三条第九項各号(これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3 前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、前条第二項の規定により第二号新法第三条第九項(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付されたもの

平成三十年六月一日 衆議院会議録第三十三号

農業取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

九

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)
第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたもの(前条の規定によりなお登録を受けるもの)は、第二号施行日(前条の規定による改正後の農薬取締法(以下「第二号新法」という。)第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたもの)に第二条の規定による改正後の農薬取締法(以下「第二号新法」という。)第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなす。
2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三条第九項(第二号旧法第三十三条第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付されている登録票(前条の規定によりなお登録を受けた農薬について交付されるものを含む。)は、第一号新法第三条第九項(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付された登録票とみなす。

条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬について第二号施行日以後初めて第二号新法第八条第一項(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による再評価を行う場合における第六項において準用する場合を含む。)の規定による再評価を行なう場合における第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二号新法第八条第三項中「書類」とあるのは、「書類、第三条第二項第三号(使用期限に係る部分に限る。)、第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)及び第五号に掲げる事項を記載した書面」とする。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、第二号新法第九条第一項又は第二項(これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について第二号新法第三条第二項第三号(使用期限に係る部分に限る。)及び第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)(これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を追加する変更の登録並びに第二号新法第三条第二項第五号(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更の登録をし、かつ、第二号新法第三条第九項各号(これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3 前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、前条第二項の規定により第二号新法第三条第九項(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付されたもの

とみなされる登録票(当該者が第二号新法第七条第七項、第九条第四項又は第十条第二項(これを準用する場合を含む)の規定により登録票の交付を受けている場合にあつては、当該登録票)を農林水産大臣に返納しなければならない。

第十条 附則第八条第一項の規定により第二号新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農業についての前条第二項の規定により変更の登録がされるまでの間における第二号新法第十六条(第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む)の規定の適用については、第一号新法第十六条第六号中「使用に際して講ずべき被害防止方法及び」とあるのは「及び」と、同条第七号中「生活環境動植物」とあるのは「水産動植物」とする。

第十二条 農林水産大臣は、第二号新法第四条第二項、第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む)の基準を定めようとするときは、第二号施行日前においても、農業資材審議会の意見を聞くことができる。

第十三条 附則第五条第三項又は第九条第三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十三条 この法律(附則第一条第二号に掲げる

規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の項中「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第十七条 次に掲げる法律の規定中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十一号)第十一条第三項及び別表理化学的検査の項

を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「第十三条の二第一項」を「第三十条第一項」に、「第十五条の二第一項」を「第三十五条第二項」に改める。

(食品安全基本法の一部改正)

第十九条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「第一条の三」の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第二条第一項】を「第三条第一項」に、「第三条第二項(同法第十五条の二第六項)を「第四条第二項(同法第三十四条第六項)に、「第三条第一項第六号又は第七号」を「第四条第一項第八号又は第九号」に改め

正する。

第二十条 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第二十条 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第二十四条第一項第二号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

理由

農業の安全性の一層の向上を図るため、農業の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農業について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農業の登録事項を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

規制に関する法律の一部改正

農業の安全性の一層の向上を図るため、農業の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度についての審査を他の農業の審査に優先して行うよう努めるものとする。

(一) 農業の登録を受けた者は、農林水産大臣が農業の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農業について、農林水産大臣の再評価を受けなければならぬものとすること。

(二) 再評価は、同一の有効成分を含む農業について、農林水産大臣が初めて当該有効成

1 農業の登録審査の見直し

(一) 農業の登録事項として、農業原体の有効成分以外の成分の種類、含有濃度等、使用期限、使用時の被害防止方法及び生活環境動植物への影響を追加すること。

2 農業の登録の申請をする者は、当該申請に係る農業の農業原体が、現に登録を受けている農業の農業原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、提出すべき資料の一部を省略することができるものとする。

(二) 農業の登録の申請をする者は、当該申請に係る農業の農業原体が、現に登録を受けている農業の農業原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、提出すべき資料の一部を省略することができるものとする。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター
法の一部改正)
第十八条 独立行政法人農林水産消費安全技術センターラー(平成十一年法律第百八十三号)の一部

提案に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、農業の安全性の一層の向上を図るた

め、農業の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農業について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農業の登録審査の見直し等の主な内容は次のとおりである。

して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとすること。

(三) 農林水産大臣は、最新の科学的知見に基づく再評価又はその他の事由により、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該農薬につき、その登録に係る一部の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができるものとすること。

(四) 農薬の登録の有効期間を廃止すること。

3

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、農薬の登録事項に使用期限、使用時の被害防止方法及び生活環境動植物への影響を追加することに係る規定については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、農薬の安全性の一層の向上を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。

右報告する。

平成三十年五月三十一日

農林水産委員長 伊東 良孝

衆議院議長 大島 理森殿

平成三十年六月一日 衆議院会議録第二十三号

農薬取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

[別紙]

農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農薬は、農産物の安定生産に必要な生産資材であるが、その販売・使用については最新の科学的知見を的確に反映し、安全性を向上させることができること。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 登録された農薬の再評価制度の実施に当たつては、農薬の安全性の更なる向上を図ることを旨として行うこと。また、農薬に係る関係府省の連携を強化し評価体制を充実するとともに、新規農薬の登録に遅延が生じないようにするこど。

二 最新の科学的知見に基づく定期的再評価又は随時評価により、農作物等、人畜又は環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、当該農薬につき、その登録の内容の変更又は取消しができるようにしてこと。また、定期的再評価の初回の評価については、可及的速やかに行うこと。

右決議する。

の内容等を速やかに公表すること。

六 安全な農産物の生産及び農薬使用者の安全を確保し、農薬による事故を防止するために、登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、貯蔵又は使用上の注意事項等を農薬使用者にわかりやすい手法で表示及び情報提供が行われるよう措置し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底を図ること。また、農薬使用者の際に、農薬使用者及び農薬散布地の近隣住民に被害が出ないようにするため、農林水産大臣及び都道府県知事は農薬使用者に対して十分な指導及び助言を行うこと。

七 制度の運用及び兎直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、農業生産の安定を図り、国民の健康を保護することを前提に、農業者等の農薬使用者、農薬の製造者・販売者、農産物の消費者等の意見や、農薬の使用実態及び最新の科学的知見を踏まえて行うこと。

右決議する。

三 マイナー作物に使用できる農薬については、作物群を単位とした登録が可能な品目を増やすための作物のグループ化の動きを促進する等の必要な措置を充実させること。

四 良質かつ低廉な農薬の選択肢を広げるために、先発農薬の規格に係る情報を迅速かつ適切に公開し、ジェネリック農薬の開発・普及を促進すること。

五 生活環境動植物についてのリスク評価手法を早急に確立し、登録の際に必要となる試験成績

官 報 (号 外)

平成三十年六月一日 衆議院会議録第二十三号

第明治
三
種
郵
便
物
認
可日

發行所
二東京一 独立行政法人 國立印刷局
〒105-0005 新宿区虎ノ門二丁目
電話
03(3587)4294
定価
(本体 一部 一一〇円)